明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔告　示〕
○平成二十五年度自動車等安全性能評価実施要領（国土交通六二四）　一
〔人事異動〕
国土交通省　四
〔資　料〕
四半期別ＧＤＰ速報（一次速報）（二〇一三（平成二十五）年一～三月期）　三
（内閣府）
〔公　告〕
諸事項
裁判所
破産、免責関係　一五
特殊法人等
土地家屋調査士名簿登録等、厚生年金基金変更関係　三
地方公共団体
教育職員免許状失効、行旅死亡人関係　三

会社その他
会社決算公告

告示

○国土交通省告示第六百二十四号

自動車等の安全性能に関する評価等に関する規程（平成十一年運輸省告示第四百四十号）第三条第一項及び第二項の規定に基づき、平成二十五年度自動車等安全性能評価実施要領を次のように定める。

平成二十五年六月十二日

国土交通大臣　太田　昭宏

平成二十五年度自動車等安全性能評価実施要領

（この告示の趣旨）

第一条　この告示は、平成二十五年度における自動車及び年少者用補助乗車装置（以下「自動車等」という。）の安全性能に関する評価を実施し、その結果を公表するための実施要領を定めるものとする。

（用語の定義）

第二条　この告示の用語の定義は、次の各号に掲げるもののほか、道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）、道路運送車両法施行規則（昭和二十六年運輸省令第七十四号）及び道路運送車両の保安基準（昭和二十六年運輸省令第六十七号）に定めるところによる。

一　「年少者」とは、新生児、乳児又は幼児のうち体重が十八キログラム以下の者をいう。

二　「年少者用補助乗車装置」とは、国土交通大臣の指定等を受けた次に掲げる装置又はこれに準ずる装置をいう。

イ　主として乳児を連続した面上に寝かせた状態にして、自動車の進行方向に対して横向きに乳児を拘束又は定置する装置（以下「乳児用ベッド」という。）

ロ　主として幼児を座席ベルトによって直接拘束しないものであって、インパクト・シールド（正面衝突の際に年少者の前方移動を防止するために、年少者の正面に取り付ける装置をいう。以下この号において同じ。）、インパクト・シールド及び補助シート（幼児を着席させるために自動車の座席上に乗せる装置又は自動車の座席部に装備する装置であって、シートクッションを備えたもの又はシート・クッション及びシート・バックを備えたものをいう。以下この号において同じ。）、インパクト・シールド、補助シート及び年少者用ベルト又は年少者用ベルト及び補助シートのいずれかによって幼児を後ろ向き又は前向きに拘束又は定置する装置（以下「幼児用シート」という。）

三　「後ろ向き」とは、自動車の進行方向に対して逆方向の向きをいう。

四　「前向き」とは、自動車の進行方向に対して同方向の向きをいう。

五　「ダミー」とは、第三条第一項の規定により選定された年少者用補助乗車装置に搭載する人体模型をいう。又は同条第二項の規定により選定された自動車（以下「試験自動車」という。）

六　「バリヤ」とは、試験自動車を衝突させる壁面をいう。

七　「ＨＩＣ」とは、フルラップ前面衝突安全性能試験及びオフセット前面衝突安全性能試験にあってはダミーの頭部において計測された加速度を、歩行者頭部保護性能試験にあっては頭部インパクタにおいて計測された加速度を、それぞれ用いて計算される頭部に加わる傷害の程度を示す指数をいう。

八　「頸部の引張荷重」とは、ダミーの首の部分に加わる上下方向の荷重をいう。

九　「頸部のせん断荷重」とは、ダミーの首の部分に加わる前後方向及び左右方向の荷重をいう。

十　「頸部のモーメント」とは、ダミーの首の部分に発生するモーメントをいう。

十一　「合成加速度」とは、ダミーの頭部又は胸部において計測された前後方向、左右方向及び上下方向の加速度を用いて計算される加速度をいう。

十二　「胸部変位」とは、ダミーの胸部に生ずる最大変位をいう。

十三　「大腿部荷重」とは、ダミーの左右それぞれの大腿骨に相当する部分に加わる大腿骨の軸方向の荷重をいう。